

表 題 部 (土地の表示)		調製	平成10年2月5日	不動産番号	0116000281188
地図番号	余白	筆界特定	余白		
所 在	練馬区北町六丁目				余白
① 地 番	② 地 目	③ 地 積	m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕	
1556番26	宅地	71	71	1556番4から分筆 〔昭和42年5月24日〕	
余白	余白	79	70	③1556番36を合筆 〔平成8年6月26日〕	
余白	余白	余白		昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成10年2月5日	

権 利 部 (甲 区) (所 有 権 に 関 す る 事 項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	合併による所有権登記	平成8年6月25日 第33357号	所有者 練馬区北町六丁目38番16号 長 末 和 友 順位5番の登記を移記
	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成10年2月5日
2	所有権移転	令和1年12月27日 第54242号	原因 令和1年7月4日相続 共有者 さいたま市中央区上落合九丁目11番25- 113号 持分2分の1 長 末 研 二 東京都練馬区錦一丁目34番12-401号 2分の1 長 末 英 二
3	共有者全員持分全部移転	令和8年6月8日 第22800号	原因 令和8年6月8日売買 所有者 東京都板橋区赤塚五丁目5番5号 株 式 会 社 ス マ イ ル エ コ 会社法人等番号 0114-01-0112 95

権 利 部 (乙 区) (所 有 権 以 外 の 権 利 に 関 す る 事 項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	根抵当権設定	令和8年6月8日 第22802号	原因 令和8年6月8日設定 極度額 金3,800万円 債権の範囲 銀行取引 手形債権 小切手債権 債務者 東京都板橋区赤塚五丁目5番5号 株 式 会 社 ス マ イ ル エ コ 根抵当権者 さいたま市大宮区桜木町一丁目1 0番地8 株 式 会 社 武 蔵 野 銀 行

* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人（所有者）の相続人からの申出に基づき、
登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 K21647 (1 / 1)

1 / 2

順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
			(取扱店 和光支店) 共同担保 目録(※)第3652号

共同担保目録			
記号及び番号		(※)第3652号	調製 令和8年6月8日
番号	担保の目的である権利の表示	順位番号	予備
1	練馬区北町六丁目 1556番26の土地	1	余白
2	練馬区北町六丁目 1556番17の土地 株式会社スマイルエコ持分	2	余白



これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。

(東京法務局練馬出張所管轄)

令和8年7月7日

東京法務局新宿出張所

登記官

海 老 原 幸 子

※ 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人(所有者)の相続人からの申出に基づき、
登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

※ 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 K21647 (1 / 1)



表 題 部 (土地の表示)		調製	平成10年2月5日	不動産番号	0116000281179
地図番号	余白	筆界特定	余白		
所 在	練馬区北町六丁目				余白
① 地 番	② 地 目	③ 地 積	町 反 畝 歩 (坪)	原因及びその日付〔登記の日付〕	
1556番17	畑	⑩	18	1556番4から分筆 〔昭和38年2月20日〕	
余白	宅地	⑩	18 00	②③昭和38年4月2日地目変更 〔昭和38年4月30日〕	
余白	余白	⑩	9 15	③1556番17、1556番19に分筆 〔昭和38年5月23日〕	
余白	余白		9 42	③1556番17、1556番20に分筆 〔昭和38年10月2日〕	
余白	余白	余白		昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成10年2月5日	

権 利 部 (甲 区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	古野たけ、古野勇雄、古野ちゑ子持分(各6分の1)移転	昭和42年6月2日 第30204号	原因 昭和42年5月20日売買 共有者 練馬区北町六丁目38番16号 持分2分の1 長 末 和 友 順位1番の登記を移記
2	古野たけ、古野勇雄、古野ちゑ子持分全部移転	昭和42年6月30日 第36514号	原因 昭和42年6月29日売買 共有者 練馬区北町六丁目38番16号 持分2分の1 塩 澤 吾 郎 順位2番の登記を移記
	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成10年2月5日
3	長末和友持分全部移転	令和1年12月27日 第54243号	原因 令和1年7月4日相続 共有者 さいたま市中央区上落合九丁目11番25-113号 持分4分の1 長 末 研 二 東京都練馬区錦一丁目34番12-401号 4分の1 長 末 英 二
4	長末研二、長末英二持分全部移転	令和8年6月8日 第22801号	原因 令和8年6月8日売買 共有者 東京都板橋区赤塚五丁目5番5号 持分2分の1 株 式 会 社 ス マ イ ル エ コ 会社法人等番号 0114-01-0112

* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人(所有者)の相続人からの申出に基づき、登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 K21648 (1/1)

1/2

順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
			95

権利部（乙区）（所有権以外の権利に関する事項）			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	塩澤吾郎持分根抵当権設定	昭和48年7月5日 第43179号	原因 昭和48年6月25日設定 極度額 金200万円 債権の範囲 信用金庫取引 手形債権 小切手 債権 債権 債務者 練馬区北町六丁目38番16号 塩澤吾郎 根抵当権者 豊島区巢鴨二丁目10番2号 巢鴨信用金庫 (取扱店 常盤台支店) 共同担保 目録(ニ)第3089号 順位1番の登記を移記
付記1号	1番根抵当権変更	平成1年12月5日 第65962号	原因 平成1年12月5日変更 極度額 金300万円 順位1番付記1号の登記を移記
付記2号	1番根抵当権変更	平成3年3月11日 第10719号	原因 平成3年3月11日変更 極度額 金2,800万円 順位1番付記2号の登記を移記
	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成10年2月5日
2	株式会社スマイルエコ持分根抵当権 設定	令和8年6月8日 第22802号	原因 令和8年6月8日設定 極度額 金3,800万円 債権の範囲 銀行取引 手形債権 小切手債権 債務者 東京都板橋区赤塚五丁目5番5号 株式会社スマイルエコ 根抵当権者 さいたま市大宮区桜木町一丁目1 0番地8 株式会社武蔵野銀行 (取扱店 和光支店) 共同担保 目録(ハ)第3652号



これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。

(東京法務局練馬出張所管轄)

令和8年7月7日

東京法務局新宿出張所

登記官

海老原幸子

* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人（所有者）の相続人からの申出に基づき、
登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 K21648 (1/1)

2/2

